(趣旨)

第1条 この要綱は、円安や国際情勢に伴う原油、肥料等の物価高騰による農業経営への影響を軽減し、営農の継続を支援するため、農業者に対し座間市物価高騰対策農業者支援金(以下「支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 支援金は、座間市によって贈与される支援金をいう。

(対象者)

- 第3条 支援の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす農業者とする。
 - (1) 申請の日において、市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所若しくは事務所を有する農業法人であること。
 - (2) 農産物の生産及び販売を目的として農業を営み、支援金の支給を受けた後も継続する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支 給の対象外とする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3 2条第1項各号に掲げる者
 - (2) 市税等に未納がある者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が認めたもの

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、別表のとおりとする。

(支給回数)

第5条 支援金の支給は、1回限りとする。

(支援金の申請)

- 第6条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、座間市物価 高騰対策農業者支援金申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に関係書類 を添えて、令和7年2月28日までに市長に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書等(当該申請書に添付すべき書類を含む。)が郵送により提出された場合は、その郵便物に通信日付印により表示された日にその申請がされたものとみなす。

(支援金の支給決定)

- 第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、内容を審査し、支援金の支給決定をしたときにあっては座間市物価高騰対策農業者支援金支給決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給しないと決定したときにあっては座間市物価高騰対策農業者支援金不支給決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給を決定したときは、申請者が指定する口座 に支援金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

- 第8条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 支援対象者に該当しないことが判明したとき。
 - (2) 支援金の支給決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明したとき。
 - (4) 申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、 当該申請書の補正が行われないとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

別表(第4条関係)

| 経営耕地面積等 | 支援金額 | | | | |
|-------------------|---------|--|--|--|--|
| 30アール未満 | 10,000円 | | | | |
| 30アール以上 | 30,000円 | | | | |
| 上記のいずれかの申請者で、施設園芸 | 60.000 | | | | |
| を営み加温用燃料を使用している者 | 60,000円 | | | | |

備考 経営耕地面積は、申請者に係る令和5年分所得税確定申告書に添付した青色申告 決算書(農業所得用)又は収支内訳書(農業所得用)の控えに記載された作付面積 によるものとする。

座間市物価高騰対策農業者支援金申請書

年 月 日

(宛先) 座間市長

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者職名・氏名 電 話 番 号

1 誓約

- □ 本支援金の申請に当たって、裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しました。 全ての内容に誓約・同意の上申請します。
- 2 支給申請額 ※該当する申請額に図を入れてください。

| 経営耕地面積等 | 申請額 | | | |
|---------------------------------------|-----------|--|--|--|
| 30アール未満 | □ 10,000円 | | | |
| 30アール以上 | □ 30,000円 | | | |
| 上記のいずれかの申請者で、施設園芸 を営み加温用燃料を使用している者 | □ 60,000円 | | | |

3 振込口座情報 ※申請者名義の口座を指定すること。

銀行・信用金庫・信用組合などの場合

| 歌门 旧川亚岸 旧川旭日などの物日 | | | | | | | | |
|-------------------|--|------|--------|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | | | | | | |
| 金融機関コード | | 支店番号 | | | | | | |
| 口座番号(7桁) | | 預金種別 | □普通□当座 | | | | | |
| 口座名義人 | | • | | | | | | |
| ※カタカナで記載 | | | | | | | | |

ゆうちょ銀行の場合

| 記号 (5桁) | | | | | 口座名義人 ※カタカナ | | | |
|---------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|
| 番号 (8桁) | | | | | で記載 | | | |

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 私は、農産物の生産及び販売を目的として農業を営み、支援金の支給を受けた後も継続する意思があります。
- ② 本支援金の申請に当たって、座間市物価高騰対策農業者支援金支給要綱を遵守します。 また、座間市物価高騰対策農業者支援金申請書(以下「申請書」といいます。)の記載内容に偽りがないことを誓約します。
- ③ 申請書の内容を審査するため、座間市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認や必要な資料の提供を他の行政機関等へ求めることに同意します。
- ④ 座間市から、追加で関係書類の提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑤ 申請書及び提出された添付書類は、理由に関わらず不支給になった場合においても返却 されないことに同意します。
- ⑥ 支援金の支給後、申請書の記入事項について事実に相違があることが判明した場合は、 支援金を速やかに返還します。

| 1 | 【捍出書粨】 | ※提出書類がそろ | って | ハスか確認し | てくださし | ۸, |
|---|--------|----------------------|------|----------------|-------|-------|
| | | ***1定(1) 青年(1) (***) | ~) (| ひって) カラ和田 部分 し | | / · - |

- □ 座間市物価高騰対策農業者支援金申請書
- □ 令和5年分所得税確定申告書第一表控の写し
- ※市県民税の申告をされた場合は、産業振興課までご相談ください。
- □ 振込口座を確認できる書類の写し
- ※申請者名義の通帳やキャッシュカードの写しなど、振込口座の金融機関名・口座番号・ 口座名義人(カナ)を確認できる部分の写しをご用意ください。

申請者のうち経営耕地面積が30アール以上の者については、上記の書類に加えて次の書類 も提出してください。

□ 農業所得用の令和 5 年分所得税青色申告決算書控の写し又は、農業所得用の令和 5 年分 収支内訳書控の写し

座間市物価高騰対策農業者支援金支給決定通知書

年 月 日

印

様

座間市長

先に申請のあった座間市物価高騰対策農業者支援金については、次のとおり決定したので 通知します。

1 支給申請額

円

2 支給決定額

円

- 3 支給条件
 - (1) 座間市物価高騰対策農業者支援金支給要綱の規定を遵守すること。
 - (2) 要綱の規定に違反したときは、支給決定の取消し後、既に支給した支援金の全部又は一部を返還すること。

座間市物価高騰対策農業者支援金不支給決定通知書

年 月 日

印

様

座間市長

先に申請のあった座間市物価高騰対策農業者支援金の支給については、次の理由により不 支給とすることに決定したので通知します。

- 1 申 請 者
- 2 不支給理由